様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）津幡町長

（申請者）

住所

氏名

津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付申請書

　津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１．補助金の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の種類（該当するものに〇） | ①太陽光発電設備の設置（家庭用・事業用・津幡町） |
| ②家庭用蓄電池設備の設置 |
| ③ＺＥＨの導入 |
| ④高効率給湯器の導入 |
| 補助金申請額 | 　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨） |
| 補助事業の期間 | 着工予定日　　　　　　年　　　　月　　　　日完成予定日　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

２．添付書類

⑴　津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金事業計画書

⑵　その他町長が必要と認める書類

３．確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 他の補助金の適用 | □無・□有（補助金名称：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請履歴 | □今回がはじめて | 一物件及び同一人につき一回の申請としています。 |
| 個人情報の取得 | 本補助金の審査に必要な戸籍及び住民基本台帳の登録状況（※法人を除く）及び町税等の納付状況の調査について承諾します。 | □承諾します |

【交付条件チェックリスト】※申請前に必ず確認しチェックを付けること。

本補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

□　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

□　取得財産等のうち、適正化法施行令第１３条第４号及び第５号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価５０万円以上の機械及び機具、備品及びその他の重要な財産とする。

□　適正化法第２２条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間とする。

□　補助事業者は、町長の承認を受けないで、取得財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

□　補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

□　財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成２０年５月１５日付環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。

□　財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第１項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。